

# 皆さんの意見を募集します パブリックコメント

まちづくり推進課地域自治・NPO担当 電話 5096 2427  
Eメール machi@city.osakimiyagi.jp

市では、皆さんとともにまちづくりを進めるため、まちづくりの基本理念や考え方を定めた「(仮称)大崎市協働のまちづくり条例」について、市民や学識経験者による策定委員会で検討を進め、平成二十六年一月の施行を目指しています。

〔(仮称)大崎市協働のまちづくり条例〕の骨子案を策定しましたので、意見や提言を募集します。

■ 応募資格  
市内に居住または勤務している人、事業所を有する個人または法人

■ 閲覧期間・募集期間  
五月十七日(金)～六月五日(水)の消印有効

■ 閲覧場所  
1 まちづくり推進課 (市役所西庁舎四階)  
2 市政情報センター (市役所東庁舎一階市政情報課内)

■ 応募方法  
まちづくり推進課地域自治・NPO担当(〒989-6188古川七日町一) または各総合支所地域振興課へ持参または郵送、ファクス、Eメール(件名を「大崎市協働のまちづくり条例骨子(案)に対する意見」としてください)で提出

# 第三次集中改革プランに取り組みます

政策課行政改革担当 電話 2129

市では、「仕事のやり方を変える」ことに重点を置き、「財政健全化」と「市民満足度の向上」を目的に、平成十九年度から平成二十四年度まで集中改革プランにより行政改革を進めてきました。

これまでの取り組みにより、財政効果は約百億円を超えるものと見込まれ、市の貯金にあたる財政調整基金を大幅に増やすことができました。

これからも、本格的な震災復興を進め、増加する社会保障に対応するため、財源の確保が必要となります。将来にわたり持続可能な財政基盤を維持していくためには、行政改革を進める必要があります。

このような状況を踏まえ、平成二十四年度に行政改革大綱の一部を改訂し、

【第3次集中改革プランの主な取り組み】 (単位：千円)

推進項目	取り組み内容	目標額
定員適正化計画の推進	効率的な組織機構の構築などにより、職員数の適正化を行い、財政の健全化を推進します	1,264,000
公民館の指定管理	地区公民館の運営を支援し、中央公民館などの基幹公民館の運営方法を検討します	99,114
滞納整理の推進	税の滞納整理の推進を図り、市の安定的な歳入の確保と納税者間の公平性を図ります	346,100
使用料等の収入確保	市営住宅の家賃や保育料などの税外債権の未納者への回収を強化し、他の利用者との公平性を図ります	19,137
遊休資産の売却	遊休資産を積極的に売却します	24,000
学校教育施設の再編	幼稚園および小学校の再編について検討し、教育効果を高める統廃合を進めます	26,260
病院事業の経営健全化	現本院から新本院への移行を円滑に進め、引き続き経営の安定化に取り組みます	150,000
水道事業の経営健全化	個別業務の委託を実施し、経費の削減と合理化を進め、上水道料金の統一化とサービスの均一化に取り組みます	3,189
その他	業務の電算システム化などに取り組みます	12,343
	計	1,944,143

平成二十五年年度から平成二十七年年度までの三年間、第三次集中改革プランにより、行政改革に取り組みます。

第三次集中改革プランで  
は、定員適正化計画の推進や公民館の指定管理など二十三項目について改革、改善を行い、三年間で約十九億四千四百万円の財政効果を見込んでいます。

# 住宅改修の一部を助成します

建築住宅課建築指導係 電話 8057

市民が所有し居住する住宅を改修する場合、その経費の一部を助成します。すでに平成二十三年度および平成二十四年度に、限度額の助成を受けた人は該当しません。

■ 対象者  
次の要件をすべて満たす人

■ 受付  
先着順四百戸

受付日	受付時間	受付場所
5月15日(水)	9時～16時	市役所本庁舎2階北会議室
5月16日(木)～10月31日(木)		建築住宅課(市役所東庁舎3階)

■ 住宅リフォーム事業  
市税の滞納がない人  
■ 対象となる工事の種類  
・屋根の雨漏り修繕、外壁の補修工事  
・避難設備、防火設備、換気設備の工事  
・間取りまたは壁紙、畳などの張り替えなどを行う工事  
・台所、浴室または便所を改修する工事  
・断熱改修工事、気密改修工事または遮音工事  
※震災で被害を受けた住宅は、応急修理制度などの補助金や交付金などを受けない工事に限ります。

■ 助成の要件  
次の要件をすべて満たす工事  
1 住宅リフォームに要する費用が十万円以上(消費税額を除く)の工事  
2 建設事業者は、県内また

# 耐震改修促進事業の募集

建築住宅課建築指導係 電話 8057

は大崎市に隣接する界外の市町にある法人(支店、営業所において契約ができること) または個人事業者

■ 申請  
建築住宅課(市役所東庁舎三階)に備え付けの申請書(市ウェブサイトで入手できます)に必要事項を記入し、書類を添えて持参してください。

■ 補助率  
補助対象工事費用の十パーセント(限度額二十万円)

■ 申請期間  
五月一日(水)から十一月二十九日(金)まで

■ 申請場所  
建築住宅課建築指導係(市役所東庁舎三階)

■ 対象  
道路に面し、市が調査を行い危険と判定されたブロック塀など

■ 助成件数  
先着順二十件程度

■ 助成額  
一平方メートルあたり四千元または限度額十五万円のいずれか低い額

■ 木造住宅の耐震相談  
木造住宅の耐震に関することや、リフォームについての相談に応じます。



イメージ